

## 第2回宇宙法制小委員会 議事要旨

1. 日時：平成27年4月28日（火） 13:00-14:45
2. 場所：内閣府宇宙戦略室大会議室
3. 出席者
  - (1) 委員  
鎌田座長、浅田委員、宇賀委員、小塚委員、下村委員、白井委員、中須賀委員、安岡委員
  - (2) 政府側  
小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、内丸宇宙戦略室参事官、頓宮宇宙戦略室参事官、森宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官
4. 議事要旨

宇宙法制関連の関係者からのヒアリングを中心に、以下の通り議事を進行した。

### (1) 衛星リモートセンシング法に関連する関係者からのヒアリング及び説明

衛星リモートセンシング法に関する要望事項について、関係者からヒアリングを行った。資料1に基づき日本スペースイメージング株式会社から、資料2に基づき株式会社パスコから、資料3に基づき株式会社アクセルスペースから、それぞれヒアリングを行った。また、資料4に基づき中須賀委員から、資料5に基づき安岡委員から説明を受けた。

主な意見・質疑応答は以下の通り。

#### ○日本スペースイメージング株式会社からのヒアリング

- ・諸外国の法制度（米、独、加）を比較した上で、米国の制度を参照した制度が良いと判断しているのかという質問に対し、他国の法制度を比較はしていないものの、安全保障の観点から衛星システムの運用に対して解像度による一定の制約を課すという制度はわかりやすくよいのではないかとのことであった。

#### ○株式会社パスコからのヒアリング

- ・安全保障の観点から有事の際に政府により事業者に対して規制措置等を講ずることは、情報管理及び産業振興の観点からも重要であると承知。一方、情報洪水も起こっていることから日本の事業者のみが規制されるような事態は避けてほしい旨要望があった。
- ・事業者の許可基準は、宇宙活動法と同様に経理的基礎及び技術的能力の双方を定めることとするのか、或いは別の観点で基準を定めるのであればその基準を明確化してほしい旨要望があった。

#### ○株式会社アクセルスペースからのヒアリング

- ・独の制度にならった機微な画像の配布に対するルールの構築を希望しているのかという問いに対し、独の法制度そのものが良いというわけではないが、事業者が自主的に画像の機微性を判断できるような制度は、ルールが明確であり、望ましいとのことであった。

#### ○中須賀委員からの説明

- ・今後リモートセンシング衛星は、センサの技術能力だけでなく画像の付加価値技術についても向上し

てくることが予想されるので、今後は付加価値技術の管理も重要となってくる旨説明がなされた。

#### ○安岡委員からの説明

- ・民間による衛星画像データの長期保存に関する制度の構築可能性について議論があった。

#### (2) 宇宙活動法に関連する関係者からのヒアリング

宇宙活動法に関する要望事項について、関係者からヒアリングを行った。資料6に基づき永田北海道大学院教授から、資料7に基づきキャノン電子株式会社から、それぞれヒアリングを行った。

主な意見・質疑応答は以下の通り。

#### ○永田北海道大学院教授からのヒアリング

- ・弾道ロケットの開発者の立場から、現行規制の運用ルールの明確化及び過度な規制の回避の要望があった。
- ・小型ロケットは大型ロケットと同じ規制を課されると優位性が発揮できないのかとの質問に対し、然りとの回答があった。
- ・ハイブリッドロケットの審査を第三者が行い得るかとの質問に対し、法令に基づくものではないが第三者の有識者に安全性に関する審査を依頼しており、他の小型ロケットも同様であるとの回答があった。

#### ○キャノン電子株式会社からのヒアリング

- ・新規参入の促進により宇宙産業を振興するため、民間事業者が独力で参入できるルールの整備の要望があった。
- ・衛星ビジネスの観点から打上げビジネスについての考えを質問したところ、小型衛星に対応したロケットが大量に打ち上げられることはビジネスのコスト削減の上で重要との回答があった。
- ・これに対し、委員からも超小型衛星打上げニーズは世界的に高まっているとの補足があった。

以上